

# 滞在型市民農園施設利用者募集のご案内

## 【滞在型市民農園とは】

市民農園とは、サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことを言います。

滞在型市民農園は、宿泊可能な滞在施設付きの貸農園です（滞在施設に住民票を移すことはできません。）。

## 【利用者資格】

利用申込みをできるのは、以下の利用者資格条件のすべてを満たしている方です。

- (1) 菜園、ガーデニング等農業体験ができる者
- (2) 地域住民と積極的な文化及び経済交流ができる者
- (3) 市及び指定管理者が企画する共同作業、ミーティング、イベント等に参加できる者
- (4) 貸付農地等を善良に維持管理できる者
- (5) 利用者が暴力団員でないこと
- (6) その他条例及び規則その他の命令を遵守できる者

## 【受付期間・申請先・申請書類】

(受付期間)

随時 淡路市役所開庁時間：月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで（祝日・休日を除く）

(申請先)

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地

兵庫県淡路市産業振興部農林水産課 TEL：0799-64-2512

(申請書類)

(1) 利用許可申請書

(2) 添付書類

・利用希望者全員の住民票抄本の写し 1通

・申込者の課税所得証明書 1通

令和6年1月1日現在在住の市役所等で令和5年分の証明を受けてください。無収入の場合は課税額がない旨の証明書を提出してください（学生であっても、収入がある方に関しては必要となります。）。

・誓約書 1通

(その他)

複数の農園、複数の区画を重複して申請することはできません。

**【募集する滞在型市民農園施設】**

農園名	利用募集 区画	所在地	建設 年度	農地 面積	滞在施設		駐車場	利用料 ※年額前払	利用開始
					延床面積	利用想定			
興隆寺ヴィ レッジファ ーマーズハ ウス	E区画	兵庫県淡 路市興隆 寺 360 番 地	R6	約80㎡	100.90㎡ (3LDK)	1～4名	2台	1,008,000	令和7年4月～

- ・ 区画平面図
  - ・ 滞在施設平面図
- } 別紙のとおり

**【利用者決定方法】**

- ・ 申請書の先着順に利用者を決定します。

**【現地見学について】**

- ・ 利用の検討にあたって現地見学会を実施しますので希望される方はお電話でお申込みください。

**【お問い合わせ先】**

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島 8 番地  
 兵庫県淡路市産業振興部農林水産課 TEL：0799-64-2512